

公立大学法人和歌山県立医科大学役員退職手当規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第149号

最終改正 平成25年3月6日和医大規程第105号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合にその者（死亡した場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（第1号を除く。）により解任されたときは、退職手当は支給しない。

2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支給すべき退職手当の金額からその金額を控除して支払う。

3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預金口座に振り込むことにより支給するものとする。

4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の給料月額に100分の10.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、第5条の後段により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの給料月額に100分の10.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項の退職手当の額は、和歌山県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、前項の規定による退職手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額又は減額することができるものとする。

(在職期間等の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間及び役職別期間の月数の計算は、役員に任命された日から起算して暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、15日に満たない端数を生じたときはこれを切り捨て、15日以上で、かつ、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1) 前項の規定による役職別期間の月数の合計（以下「役職別合計月数」という。）が同の規定による在職期間の月数（以下「基礎在職月数」という。）を超える場合 基礎在職月数と等しくなるまで、同項の規定により1月に満たない端数（以下「端数」という。）を1月とした役職別期間のうち端数の少ない在職月数から順次1月を減じること。この場合において、端数が同じときは、先の役職別期間の在職月数から1月を減じること。

(2) 役職別合計月数が基礎在職月数に満たない場合 基礎在職月数と等しくなるまで、同項の規定により端数を切り捨てた役職別期間のうち端数の多い在職月数に順次1月を加えること。この場合において、端数が同じときは、後の役職別期間の在職月数に1月を加えること。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限等)

第6条 退職手当の支給制限等については、次の各号に掲げる公立大学法人和歌山県立医科大学職員退職手当規程（平成18年4月1日和医大規程第53号。以下「職員退職手当規程」という。）の規定を準用する。

- (1) 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限 職員退職手当規程第23条
- (2) 退職手当の支払の差止め 職員退職手当規程第24条
- (3) 退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限 職員退職手当規程第24条の2
- (4) 退職をした者の退職手当の返納 職員退職手当規程第25条
- (5) 遺族の退職手当の返納 職員退職手当規程第26条
- (6) 退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付 職員退職手当規程第27条

(役員と和歌山県職員との間における退職手当の特例)

第7条 和歌山県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の和歌山県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 役員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、和歌山県職員となるため退職をし、かつ、引き続いて和歌山県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き和歌山県職員となった場合又は役員が前項の規定に該当する退職をし、引き続き和歌山県職員となった場合においては、第2条第1項の規定にかかわらず、この規定による退職手当は支給しない。
- 4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に和歌山県職員に復帰し和歌山県職員として退職したと仮定した場合の職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第57号）を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。ただし、当該退職の日における給料月額については、当該職員が定年により和歌山県職員として退職したと仮定した場合の退職の日における給料月額を超えないものとする。
- 5 第2項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該役員退職の日における給料月額に、役員としての在職期間を、職員退職手当規程第17条第1項に規定する勤続期間と見なし、同規程を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

(役員と職員との間における退職手当の特例)

第8条 役員が、引き続いて職員となった場合は、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該役員退職の日における給料月額に、同項の規定に該当する役員としての在職期間を、職員退職手当規程第17条第1項に規定する勤続期間と見なし、同規程を準用して算出した支給率を乗じて得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位については、職員退職手当規程第2条の2の規定をそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。